

令和7年度信州アカマツ等販路拡大事業業務委託 仕様書（案）

1 委託業務名

令和7年度信州アカマツ等販路拡大事業

2 業務の目的

長野県の民有林森林資源のうち、アカマツ林は9.1万ha（県内人工林の約14%）を占め、尾根部などの痩地でも成立しやすい特性から、急峻な地形の多い本県において国土保全上、極めて重要な役割を果たしている。また、アカマツ林から産出されるマツタケは令和5年度に2.5tを記録し全国2位の生産量（令和4年度は全国1位）であり、地域経済や住民の森林との関係性を支える地域資源でもある。（県内の林分構成：カラマツ17.8万ha（27%）、アカマツ9.1万ha（14%）、スギ5.5万ha（8%）、ヒノキ5.2万ha（8%））

長野県内で主要なマツ類の中でも最も多いカラマツは強度が高く合板や集成材の材料としての需要が一定以上にあることから引き合いが強く、積極的な素材生産が行われている。一方、アカマツに関しては、2番目に多く分布している樹種であるものの、カラマツと比較して輪生節等による耐久性上の課題や曲がりなどが生じやすい特性もあり、歩留まり等でカラマツに対して劣ることから、丸太販売価格も安価（アカマツ14千円/m³、カラマツ21千円/m³）となり、素材生産が他樹種と比較して低調な状況である。

アカマツは「松くい虫による被害」を受けるリスクがあり、県内でも被害が急速に進んでいるが、素材生産が低調で整備されないアカマツ林が増え、森林の更新が進まず松くい虫被害拡大の一因となっており、森林所有者による自発的な森林病虫害対策は進んでいない。

かつてアカマツは、強度を活かして住宅用梁材、神社仏閣、船材などに活用され、薪炭材や松飾りとしても地域の暮らしに根ざした資源であった。しかし、地球温暖化等の影響で松くい虫の被害が標高1,000m以上の高地まで拡大・広域化し、被害量が増加に転じた令和4年度以降では、被害市町村数が増加し、年間の被害量も約8.6千m³（R3：51.4千m³ → R6：60.0千m³【対R3：117%】）増加するなど、病虫害防除対策が追いつかず、貴重な森林資源が失われつつある状況となっている。

このことから、アカマツの木材としての利用・付加価値を高めることで、アカマツ林の積極的な素材生産を増加させ、アカマツ林の適切な循環による病虫害拡大防止を図る必要がある。

本業務では、長野県産のアカマツ（信州アカマツ）の認知度向上及び利用促進を図り信州アカマツ材等の木材価値向上のため、県内の信州アカマツの素材生産業者、木材市場、木材加工事業者の流通状況を調査、流通課題の把握を行い、今後のプロモーション戦略や商品開発、流通施策の基礎資料とする。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月23日まで

4 予算上限

20,000千円

5 委託業務内容

(1) 信州アカマツの販路拡大に向けた基礎調査

長野県が提供する統計データ等の分析により、長野県内のアカマツ資源量・供給可能量を把握する。

文献調査、有識者や他地域の事業者（アカマツ及び類似樹種製品を扱う需要者等）等へのヒアリング調査により、以下を把握する。

- ・アカマツの樹種特性を踏まえた製品メニュー
- ・製品メニューの生産方法・体制、需要動向・価格に関する基本情報

(2) 信州アカマツの流通実態調査

長野県が特定する以下の県内関係事業者に対し、ヒアリング調査（オンラインまたは対面（個別、集団））を実施する。なお、上記（1）の基礎調査を踏まえ、委託者と相談し、ヒアリング対象者を選定する。

- ・令和6年に長野県内でアカマツの素材生産を行った森林組合等の林業事業体（20者程度）
- ・令和6年に長野県内で素材生産されたアカマツ材を取り扱った木材市場（5者程度）
- ・令和6年に長野県内で素材生産されたアカマツ材を製品加工した木材加工事業者（30者程度）
- ・令和6年に長野県内で素材生産されたアカマツ製品を取り扱う工務店、住宅メーカー、家具・インテリア関連企業、材木店・ホームセンター等の流通業者（50者程度）

上記、事業関係者へのヒアリングを通じて、以下を把握する。

- ・事業内容（取扱製品及びその品質（素材生産現場においてはA～D材比率）、アカマツの取扱いの理由 等）
- ・既存の事業量、木材流通網（仕入れ先・販売先、入荷・販売の取扱量、取扱製品の価格 等）
- ・信州アカマツ素材生産・流通・加工に関する取扱い可能量及び今後の拡大可能性
- ・アカマツの取扱い開始・拡大に向けた課題及び必要な支援・制度

(3) 信州アカマツ等販路拡大に向けた分析・検討

上記（1）（2）の取組を通して得られた情報を踏まえ、アカマツ材の高付加価値化、利用促進、販路拡大に向けた課題を分析し、今後、必要な取組の検討を行う。

また、民間主導によるアカマツ材の高付加価値化の取組を目指すため、本事業で得られた成果の報告のほか、利用促進や販路拡大に向けた情報共有及び取組の方向性を検討する会議を1回開催する。なお、会議の構成員については、本事業での有識者・事業者へのヒアリング結果等を踏まえ、委託者との協議により決定する。

6 成果品

事業実績報告書（PowerPoint 形式 50 ページ以上、各種調査分析結果については Excel 形式の電子媒体で提出）

7 その他

- ・ 本事業の実施にあたっては、長野県が行う令和7年度ウッドももっとつなぐ事業業務における県産材需要動向調査と情報共有を図りながら、連携して取り組むこと。
- ・ 個人情報の保護（取得・保護・管理）については、十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- ・ 本事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならないこと。
- ・ 本業務の実施に当たり、受託者は委託者と十分調整すること。
- ・ 本業務を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、業務の進捗状況について、報告を求めることができる。
- ・ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議の上、定めることができることとする。
- ・ 本業務における成果物の所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。